

能代市公告第8号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和5年1月18日

能代市長 齊藤 滋 宣

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
大和リース株式会社 代表取締役 北哲弥
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ能代
秋田県能代市下野13-2外
- (3) 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 株式会社東亜産業
開店時刻 午前10時00分 閉店時刻 午後8時00分
(変更後) 株式会社東亜産業
開店時刻 午前9時00分 閉店時刻 午後11時00分
- (4) 変更する年月日
令和5年1月25日
- (5) 変更する理由
来客者の利便性向上のため

2 届出年月日

令和5年1月17日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

能代市上町1番3号 能代市環境産業部商工労働課

令和5年1月18日から令和5年5月18日まで

4 意見書の提出先

能代市上町1番3号 能代市環境産業部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由